

# なぜ歯科医学は大学学部から除外されたか

——大正期大学令とその成立過程——

金子 謙, 吉澤 信夫, 片倉 恵男, 福田 謙一  
上田 祥士, 齊藤 力

## 研究目的

大正7(1918)年に公布された大学令は、帝国大学に限られていた大学を官公私立の大学として設置を認めた高等教育の拡大政策であった。大学令では大学を構成する学部種別を限定し、ここに歯科医学が含まれなかったことから、太平洋戦争終結まで我が国には歯科大学も大学歯学部も存在しなかった。大学令は、臨時教育会議の答申に基づいて作成されたものであり、この答申では学部を限定しないこととなっていた。この趣旨が大学令に反映されれば歯科大学設置の可能性があった。それではなぜ歯科医学が大学学部になり得なかったのか審議の経緯と政府文部省の発言から検討した。

## 観察資料

- ・臨時教育会議資料：文部省。1979。
- ・枢密院関連：大学令。大正7年。国立公文書館所蔵。
- ・第五十回帝国議会衆議院 歯科医師法中改正法律案委員会議録。大正14年。
- ・教育審議会 諮問第一号会議録。昭和14年。

## 結果と考察

臨時教育会議答申は、文部大臣から内閣総理大臣に1918年6月22日付けで届けられた。大学学部種別に関して答申は以下のように記している「一、大學の分科ハ文科、理科、法科、醫科、工科、農科、商科等トスルコト」そして「等」とした理由を「一、大學ノ分科ハ學術進歩ノ趨勢ト大學制度ノ沿革トニ由リテ之ヲ定ムベク必スモ一定ノ理論ニ寄リテ之ヲ決定スルコトス……商業、經濟(中略)其ノ他學術ノ進歩発達ニ伴ヒ時勢ノ要求ニ応シ更ニ大學ノ一分科ヲ為スニ至ルヘキモノ亦

之ナキニアラサルシ……」と記し新しい時代への対応を示した。しかし、発令された大学令では「第二條 學部ハ法學、醫學、工學、文學、理學、農學、經濟學及商學ノ各部トス」と、8学部の限定と「等」削除に修正され、これが勅令として同年12月27日に公布された。そこで、答申から内閣閣議、枢密院を経て発令までの審議過程から学部種別の規定がどのような経緯で決定されたかを審議機関の記録から調査した。

総理大臣が受理した答申は、法制局の大幅な修正を受けて条文化された文部省原案が閣議決定され、大学令政府原案として枢密院に下付された。

政府原案の第二條は、大学は総合大学を常例とするが単科大学も可とした第一項と、7学部「等」を付記した第二項で成り立っている。

枢密院審査委員会(審査委員会録)では第二條の審査が5回行われた。この間の審査では議了した第二條第二項を再度議題としたり、紆余曲折を見ながら漸く議決したことが推定された。

審査委員会は枢密院議長に「第二條 学部限定」の修正理由を『大学は最高学府であるのでその構成は厳格でなければならない。「等」によって新規の学部が無限に認められるようになっては穩当ではない』と説明した。審査委員会修正案は枢密院本会議で修正なく決議されたが、末松委員長は第二條修正の説明をしなかった。枢密院審議過程から、第二條の学部限定に関しては臨時教育会議答申の当初から最終的な審議機関である枢密院での修正を、いずれかが強く意図していたことが印象づけられた。

そこで歯科医学に対する政府文部省の考えを資料から観察した。

1925(大正14)年2月の第50回帝国議会衆議院委員会で日本聯合歯科医師会(会長 血脇守之

助)による歯科医師法中改正法律案が論議された。改正案は歯科医師になる資格を現行の歯科大学卒業から「大學令ニヨル大學ニオイテ齒科醫學ヲ修メ齒科醫學士ト稱スルコトヲ得ル者……」に改めることであった。この条項が国会で認められれば大学令の改正による歯科大学誕生につながる。政府委員である文部省参与官の河上は「医科と対立(答弁のママ)して大学教育機関をつくるほど歯科に独立性があることには疑念があり、現状では歯科大学設置は認められない。」と石塚ら提出議員に対して明言した。

戦時体制下の1937(昭和12)年12月10日に設置された教育審議会の整理委員会に於いて、東京高等歯科大学(1928年設立)初代校長 島峰徹の説明の中で、田所特別委員長が以下の発言を

している。「例ノ松浦君ガ曾テ言ウタヨウニ、齒科医学ハ「ヴィッセンシャフト」デアルクトフヨウナコトガ何時マデモ残ツテ居イル問題デアル」。

「例ノ松浦君」とは松浦鎮次郎委員で、大学令文部省案作成の中心人物である。彼は「蠶業大学、歯科大学の要望があり、また薬科大学も予想された」と述べた上で、8学部の制限は文部省原案を枢密院が修正したため、その理由は一度扉を開くと文部省では防ぎきれないほどの濫に流れてしまうからだと述べている。

表題の疑念を解くためには多面的な分析と共に、文部行政で重責を担った松浦の大学理念と歯科医学評価などの検証が重要と考える。

(平成28年12月六史学会合同例会)

## 学校看護婦の再教育

——全国学校看護婦講習会に焦点をあてて——

滝内 隆子, 岡本 千尋

1905(明治38)年に岐阜県羽島郡竹ヶ鼻尋常高等小学校及び笠松小学校に児童のトラホームの洗眼を目的に学校看護婦が採用された<sup>1)</sup>。その後、小学校における全国の学校看護婦数は1906(明治39)年3名、1912(明治45)年9名、1919(大正8)年63名、そして1922(大正11)年に文部省が「学校看護婦全国調査」を実施した結果、111名と年々増加していった<sup>2)</sup>。このような学校看護婦の増加等に対応して、文部省は1923(大正12)年7月、学校看護婦の職務基準を明確にするため文部大臣官房学校衛生課から「学校看護婦執務指針」<sup>3)</sup>を提示した。更に同年11月、「全国学校衛生主事會議」で文部大臣より「学校看護婦ノ適当ナル普及方法及職務規程如何」の諮問に対する答申として「学校看護婦職務規程」<sup>4)</sup>が提示された。これらの提示によって、学校看護婦の職務内容はトラホームの洗眼だけでなく、身体検査補助、児童の衛生的観察、月経時の注意及び処置の指導、身体・被服・携帯品等の清潔検査及び指導、学校

給食及び昼食に対する注意、校内視察、疾病児童・欠席児童の家庭訪問、家庭看護法の実習指導等の学校衛生に関する職務内容が含まれ拡大した。そのため、文部省はこれらの職務内容が遂行できるように学校看護婦に対する再教育として、1924(大正13)年3月に第1回目の「全国学校看護婦講習会」を開催した<sup>5)</sup>。

この「全国学校看護婦講習会」については、杉浦が第1回目の「全国学校看護婦講習会」の講習資格者・講習科目、第1回～第11回の開催場所を紹介している<sup>6)</sup>。近藤も第1回目の「全国学校看護婦講習会」<sup>7)</sup>と第3回目の「全国学校看護婦講習会」<sup>8)</sup>の講習科目を紹介している。また、日本学校保健会編には、第1回目の「全国学校看護婦講習会」の参加人数・講習科目、そして回数として全11回開催されたことが紹介されている<sup>9)</sup>。しかし、学校看護婦の再教育として文部省が開催した「全国学校看護婦講習会」について、全11回の講習内容等の詳細を明らかにしたものはない。